

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 2 月 28 日（木）号外の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共 1 箇月 2,650 円

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

議 会 規 則

- 鹿児島県政務調査費の交付に関する規則の一部を改正する規則（※）（総務課取扱い） 1
○鹿児島県議会会議規則の一部を改正する規則（※）（議事課取扱い） 3

議 会 規 則

鹿児島県政務調査費の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 2 月 28 日

鹿児島県議会議長 金子万寿夫

鹿児島県議会規則第 1 号

鹿児島県政務調査費の交付に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県政務調査費の交付に関する規則（平成13年鹿児島県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県政務活動費の交付に関する規則

第 1 条中「鹿児島県政務調査費の交付に関する条例」を「鹿児島県政務活動費の交付に関する条例」に改める。

第 2 条第 1 項中「第 4 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 4 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「第 4 条第 3 項」を「第 5 条第 3 項」に改める。

第 3 条中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に、「政務調査費」を「政務活動費」に、「政務調査費請求書」を「政務活動費請求書」に改める。

第 4 条を削る。

第 5 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第 4 条とし、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とする。

第 8 条中「第 5 条」を「第 4 条」に改め、同条を第 7 条とする。

第 9 条中「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第 8 条とする。

第10条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第 9 条とする。

別表を削る。

別記第 1 号様式中「鹿児島県政務調査費の交付に関する条例第 4 条第 1 項」を「鹿児島県政務活動費の交付に関する条例第 5 条第 1 項」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改める。

別記第 2 号様式中「鹿児島県政務調査費の交付に関する条例第 4 条第 2 項」を「鹿児島県政務活動費の交付に関する条例第 5 条第 2 項」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改める。

別記第 3 号様式中「鹿児島県政務調査費の交付に関する条例第 4 条第 3 項」を「鹿児島県政務活動費の交付に関する条例第 5 条第 3 項」に改める。

別記第 4 号様式中「政務調査費請求書」を「政務活動費請求書」に、「鹿児島県政務調査費の交付に関する条例第 7 条第 1 項」を「鹿児島県政務活動費の交付に関する条例第 8 条第 1 項」

に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。
別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿児島県議会議長

殿

会 派 名
代表者の氏名

印

事 業 実 績 報 告 書

年度の政務活動費に関する主な事業の実施状況は次のとおりです。

1 事業実績概要について

2 事業実績内容について

(1)調査研究活動

年月日	場 所	参加人員	内 容	備 考

(2)研修活動

年月日	場 所	参加人員	内 容	備 考

(3)広聴広報活動

年月日	場 所	参加人員	内 容	備 考

(4)要請陳情等活動

年月日	場 所	参加人員	内 容	備 考

(5)会議開催・参加

年月日	場 所	参加人員	内 容	備 考

(6)その他

3 事業の成果について

附 則

この規則は、平成25年 3 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 2 月 28 日

鹿児島県議会議長 金子万寿夫

鹿児島県議会規則第 2 号

鹿児島県議会会議規則の一部を改正する規則

鹿児島県議会会議規則（平成 3 年鹿児島県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第115条の 2」を「第115条の 3」に改める。

第73条第 2 項中「第109条の 2 第 4 項」を「第109条第 3 項」に改める。

第120条を第127条とする。

第17章を第18章とする。

第16章中第119条を第126条とし、同章を第17章とする。

第15章中第118条を第125条とし、同章を第16章とする。

第14章中第117条を第124条とし、第114条から第116条までを 7 条ずつ繰り下げ、同章を第15章とする。

第13章中第113条を第120条とし、第107条から第112条までを 7 条ずつ繰り下げ、同章を第14章とする。

第12章中第106条を第113条とし、第101条から第105条までを 7 条ずつ繰り下げ、同章を第13章とする。

第11章中第100条を第107条とし、第97条から第99条までを 7 条ずつ繰り下げ、同章を第12章とする。

第10章中第96条を第103条とし、第95条を第102条とし、同章を第11章とする。

第 9 章の次に次の 1 章を加える。

第10章 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第95条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第96条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第97条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者その他の者の中から、議長が議会運営委員会に諮って定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第98条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の規定による発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言が前項に規定する範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第99条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第100条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第101条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

別表中「第118条関係」を「第125条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第73条第2項の改正規定は、平成25年3月1日から施行する。